

岡崎市監査委員公告第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 3 月 27 日

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	石 川 真 司
同	畠 尻 宣 長
同	杉 浦 久 直

小中学校定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
羽 根 小 学 校	六ツ美西部小学校	六ツ美北部小学校	令和7年2月5日
六ツ美北中学校	岡 崎 小 学 校	南 中 学 校	令和7年2月10日
美 合 小 学 校	本 宿 小 学 校	東 海 中 学 校	令和7年2月12日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年2月12日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討をする事項が見受けられた。

小学校

就学援助費の支給事務において、就学援助費の預金口座に私金が混同されているものがあったため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。